

○浦安市インターネット市政モニター設置要綱

平成22年 9月29日

告示第117号

(設置)

第1条 市民の市政に対する意向を把握するとともに、市政への関心の向上及び市民参加の促進を図るため、浦安市インターネット市政モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 モニターは、通信手段としてインターネット（電子メールを含む。）を利用して次の職務を遂行するものとする。

- (1) 市政に関するアンケートに回答すること。
- (2) 市政に対する提言等を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(資格)

第3条 モニターに参加することができる者は、市政に対する理解及び協力の意志を有し、かつ、インターネット（電子メールを含む。）を日本語で利用することができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 モニターの任期は、モニターの登録をした日から登録の取消しをした日までとする。

(登録)

第5条 第3条の資格に該当する者で、モニターに参加しようとするものは、市の指定する登録ページより、手続を経て登録するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を取り消すものとする。

- (1) モニターが第3条の資格を欠いたとき。
- (2) モニターから辞退の申出があったとき。
- (3) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がモニターとして不適當であると認めるとき。

(個人情報保護)

第7条 市長は、モニターから登録時に収集した個人情報及びアンケート等の情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき厳重に管理し、次に掲げる目的のために適切に取り扱うものとする。

- (1) アンケートの実施
- (2) 市政運営の資料としたアンケート結果の集計及び分析
- (3) その他市長が特に必要と認める目的

(令5告示10・一部改正)

(費用の負担)

第8条 電子メールの送受信に要する費用及びインターネット環境の維持に要する費用は、モニターの負担とする。

(謝礼)

第9条 市長は、第2条に規定する職務を行ったモニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(公表)

第10条 市長は、アンケートの結果等を市のホームページで公表するものとする。

(庶務)

第11条 モニターに関する事務は、企画部広聴広報課において処理する。

(平28告示30・一部改正)

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第30号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月28日告示第10号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。